

税務課(内線117)

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)です

内 容 軽自動車税(種別割)は、市役所・各出張所窓口・金融機関・郵便局のほか、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでも納付できます。納税通知書(納付書)は5月上旬に送付します。忘れずに納付しましょう。

納付期限 5月31日(月)

取り扱いができる主なコンビニエンスストア…セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート・デイリーヤマザキ

※その他の取り扱い店舗は、送付する納税通知書の裏面に記載 ※取り扱いできない店舗や手数料がかかる場合があります。

取り扱いができるスマートフォンアプリ…PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、PayB、支払秘書

LINE Pay請求書支払いサービスについて

LINE社の個人情報取り扱いに関する報道に関して、大村市では、利用者のアカウントなどの個人情報の保護措置が適切に行われていることがLINE社からの発表により確認できたため、LINE Payを利用したサービスを継続します。なお、国による調査などで状況に変化があった場合は、サービスを停止することがあります。

◆軽自動車税(種別割)をスマートフォンアプリで納付される人へ

●車検時の納税証明書の取り扱いについて

- ・5月31日(月)までに納付された人には、6月中旬に車検用の納税証明書を送付します(過年度に未納がある場合を除きます)。
- ・車検で早急に必要な場合は、金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアで納付し、領収印が押された納税証明書をご利用ください。なお、有効期限が表示されていない場合は、税務課税制管理グループまでお問い合わせください。

◆軽自動車税(種別割)の減免申請は早めに済ませましょう

減免対象

次のいずれかに該当すれば減免対象となります。

1 障がい者の通学、通院、通所または仕事のために使用する車で、次の①～②に該当するもの。
ただし、普通車を含め1台に限ります。

- ①障害者手帳などをお持ちの人が所有する軽自動車など
- ②障害者手帳などをお持ちの人と生計が同じ人が所有する軽自動車など
※手帳の等級や障がいの程度によっては、減免が受けられない場合もあります。

2 車いす移動車など、車両の構造が障がい者用となっている軽自動車

申請方法

税務課市民税グループに、次の書類を持参し申請してください。

- ①軽自動車税(種別割)納税通知書
- ②身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
※精神障害者の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も必要になります。
- ③車検証
- ④減免を申請する車両を運転する人の運転免許証
- ⑤減免を申請する人(減免を申請する車両の所有者などの印かん)
- ⑥減免を申請する車両の所有者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカードや通知カード)

申請期限

納税通知書が届いてから**5月24日(月)まで**

※納税通知書が届かない場合は、申請期限前に税務課市民税グループまでお問い合わせください。

※申請期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

※なお、普通自動車の減免手続きは、県央振興局で受け付けています。



自動車税(県税)の納期限は5月31日(月)です

内 容 自動車税(種別割)の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで忘れずに納付しましょう。※スマートフォンによるモバイル決済や、インターネットを使ってクレジット納付もできます。

納付期限 5月31日(月)

●県央振興局税務課 ☎0957・22・0508

長寿介護課 ☎20・7301

3年に1度の見直しで

介護保険料と介護保険制度の一部が変わります

◆介護保険料について

令和3年度から令和5年度までの介護保険料を決定しました。

介護保険料は、被保険者の所得状況などで9段階に分類され、各段階の額は基準額(第5段階の額)に保険料率を乗じて算出されます。なお、保険料率については、第1段階の0.5を0.3、第2段階の0.75を0.5、第3段階の0.75を0.7に公費負担により軽減しています。

▶令和3年度から令和5年度までの月額基準額は、5,800円です。(前年度と同額)

▶保険料設定に際しては、第7期までの保険料余剰金を積み立てている介護保険基金を一部取り崩して、第8期の保険料の財源に充当し、保険料の上昇を抑制しています。

所得段階	住民税課税状況		本人の所得・収入金額など	保険料率	保険料年額(月額)	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	前年のその他の合計所得 +課税年金収入額一分離 譲渡所得に係る特別控除 額 ※生活保護受給者、老齢福 祉年金受給者は第1段階	80万円以下	0.3	20,880円(1,740円)
第2段階				80万円超120万円以下	0.5	34,800円(2,900円)
第3段階				120万円超	0.7	48,720円(4,060円)
第4段階	非課税	課税	前年の合計所得一分離譲 渡所得に係る特別控除額	80万円以下	0.9	62,640円(5,220円)
第5段階				80万円超	基準値	69,600円(5,800円)
第6段階	課税	-	前年の合計所得一分離譲 渡所得に係る特別控除額	120万円未満	1.2	83,520円(6,960円)
第7段階				120万円以上210万円未満	1.3	90,480円(7,540円)
第8段階				210万円以上320万円未満	1.5	104,400円(8,700円)
第9段階				320万円以上	1.7	118,320円(9,860円)

【合計所得】…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額

【その他の合計所得】…合計所得金額から年金所得金額を控除した金額

◆介護保険制度について

令和3年4月から

▶サービスを利用した際の本人負担の変更

国が定める介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスにかかる費用が変わったため、介護サービスを利用する際に支払う本人負担が変わりました。

※本人負担は所得に応じて、サービスにかかる費用の1～3割です。

▶介護予防・生活支援サービス事業の対象を追加

市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」を利用している人が要介護1～5に認定された場合、条件を満たせば引き続き「介護予防・生活支援サービス事業」の利用ができるようになりました。

令和3年8月から

▶本人負担が高額になったときの本人負担の限度額の変更

同じ月に利用した介護サービス本人負担(1～3割)の合計が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が申請により「高額介護サービス費」として後から給付されますが、現役並み所得者相当の人の限度額が細分化されます。

▶介護保険施設を利用したときの居住費・食費の変更

施設を利用したときに支払う居住費・食費の基準費用額が変更されます。

また、所得が低い人は、申請して認められた場合、居住費・食費は負担限度額が設けられており、これを超える本人負担はありませんが、受給要件の預貯金額が細分化され、負担限度額の第3段階が細分化されます。

環境保全課(内線149)

狂犬病予防の集合注射を実施します

内容 年に1度の狂犬病予防注射の時期になりました。
次の日程で集合注射を実施します。飼い主は忘れ
ずに接種させましょう。

- 持参**
- ①市からののがき(4月下旬発送)
 - ②接種費用(お釣りがないよう準備してください)
 - ・狂犬病予防注射代…2,800円
 - ・注射済票交付手数料…550円
 - ③新規登録料…3,000円(未登録の場合)
 - ※鑑札再交付を受けるときは別途1,600円

◆感染症対策にご協力ください

※会場ではマスクを着用し、検温や手指消毒へご協力く
ださい。

※発熱などの症状がある場合は、ご来場を控えてくださ
い。

◆動物病院でも接種できます

集合注射に参加できない場合は、必ず動物病院で接種して
ください。(料金は各院へご確認ください。)

堤動物病院(杭出津3丁目)	☎54・5577
森動物病院(富の原1丁目)	☎55・2231
藤井動物病院(池田1丁目)	☎52・1422
かず動物病院(宮小路3丁目)	☎56・2202
もみじ動物病院(竹松本町)	☎55・5733
はらだ動物病院(桜馬場2丁目)	☎48・8088

集合注射日程表

5月	時間	場所
18日(火)	9:30~10:15	西大村地区コミセン
	13:40~14:00	萱瀬ダム建設記念会館
	14:30~15:00	萱瀬住民センター
19日(水)	9:45~11:00	郡地区コミセン
	13:30~13:50	上諏訪公民館
20日(木)	14:20~14:40	坂口 //
	9:30~11:00	木場 //
	13:30~14:15	椎池 //
21日(金)	14:45~15:30	上久原 //
	9:30~11:00	鈴田住民センター
	13:40~14:25	溝陸公民館
22日(土)	15:00~15:45	三浦住民センター
	10:00~11:30	市役所別館入口
23日(日)	9:30~10:45	中地区公民館
	13:45~14:05	野岳湖公園駐車場
	14:35~15:20	松原住民センター
24日(月)	9:30~10:45	竹松 //
	13:45~15:00	福重 //
25日(火)		

※犬を固定することができる人が会場にお越しください。
※人や他の犬に危害を加える恐れがある犬は、必ず口輪を
かけてください。

企画政策課(内線223)

令和3年経済センサス活動調査を実施します

内容 この調査は、全ての産業における一つひとつの事業所・企業の従業員数や開設時期、売り上げなどの活動
実態を知ること、日本経済の「いま」を明らかにするための調査です。調査の結果は大切な資料として、
国民の暮らしや身近な地域、そして日本の「未来」のために役立てられます。

統計法では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務(報告義務)が定められています。

基準日 6月1日

対象 全ての事業所および企業

調査方法 ・支社を有する企業等および一部の単独事業所

(5月中旬~) 国が企業の本社あてに傘下の事業所分を含めた調査票を郵送します。

・単独事業所および新設事業所

(5月下旬~) 県知事が任命した調査員が訪問し、活動状態の確認や調査票の配布を行います。

回答方法 インターネットまたは郵送もしくは調査員へ提出

調査票に記入していただいた内容は、統計以外の目的に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

安全対策課(内線214)

犯罪被害への理解を深めましょう

ある日突然、犯罪被害に遭ってしまう・・・これは、誰にでも起こりうることです。
被害に遭われた人やその家族への思いやりと地域社会の支えが必要です。



◆大村市犯罪被害者等支援条例を制定しました。令和3年4月1日施行

この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復と軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するためのものです。

条例では、**市民等や事業者の役割**についても明らかにしています。

被害に遭われた人を支える地域社会の実現に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

市民等の役割(第4条)

市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

市民等とは?

市民のほか、市内に通勤、通学、滞在する人をいいます。

事業者の役割(第5条)

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

犯罪被害者等とは?

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害に遭った人や、その家族・遺族の人をいいます。

二次被害とは?

犯罪等による直接的な被害(一次被害)を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットでの誹謗中傷、報道機関の過剰な取材などにより、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失などの被害をいいます。

◆犯罪被害者等を支えるためには 周囲の理解が不可欠です

犯罪被害者やその家族が抱える問題

▶心身の不調

家事や育児・仕事が手につかない、不眠、食欲不振、自分を責めてしまう

▶生活上の問題

事件現場になった自宅周辺に住み続けることができない、仕事に行けず経済的に困窮する、治療や裁判に伴う出費などがかさむ

▶周囲の言動や無理解

事件のことを聞かれるのがつらい、さまざまな手続きで仕事を休まなければならないが理解が得られない、周囲の目が気になる

◆ひとりで悩まず、ご相談ください

大村市では、犯罪被害に遭われた人や、そのご家族・ご遺族が元の平穏な生活を取り戻せるよう、警察や関係機関と連携し、支援を行います。万が一、被害に遭われた時は、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

◆相談窓口

●安全対策課(内線214)

●長崎犯罪被害者支援センター ☎ 095・820・4977
(性暴力被害専用) ☎ 095・895・8856